

入札説明書

件名

「事務消耗品の購入」

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター総務課

令和8年1月21日に公表した「事務消耗品の購入」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 件名

事務消耗品の購入

(2) 購入物品

別添 「令和8年度事務消耗品一覧」のとおり

(3) 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 地下1階 物品保管室

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、指名の通知を受けなければなりません。

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有すること。
- (2) 公募型指名競争入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日ににおいても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目「001：文具・事務機械」又は、「011：雑貨」のいずれかに登録が認められている者。
- (4) 市内中小事業者であること。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりま

せん。

(1) 提出書類

公募型指名競争入札参加意向申出書

(2) 提出場所

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課

電話 045(753)2615（直通） 担当 後藤、深町

(3) 提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時まで

(4) 入札参加に係る通知

入札参加意向申出書に基づく指名通知又は非指名通知は、令和8年2月5日（木）までに行います。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) 2の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3(1)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 指名通知日から開札日までの間のいずれかの日において、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けたとき。

5 質疑

(1) 方法

入札参加者は、質疑があり回答を求める場合には、令和8年1月23日（金）午後5時までに質問書を3(2)の部課に提出しなければなりません。

(2) 質問書の提出先

3(2)に同じ

(3) 回答

令和8年1月28日（木）までに行います。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札方法

(1) 入札方法は、入札参加者が所定の様式による入札書を発注担当課に提出することによります。

(2) 入札書の提出締切

日時 令和8年2月6日（金）午後5時まで

場所 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 総務課物品管理係

7 入札書の作成等

- (1) 内訳書の作成は、公表された電子データ（令和8年度事務消耗品一覧）をダウンロードして行います。
作成方法は、別紙「事務消耗品の入札にかかる留意事項」を参照してください。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額(単価)を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

8 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

- ア 入札参加者は、入札書の提出の際、入札関係職員に指名通知書を提示することとします。
- イ 入札書提出者が入札書記載の入札参加者本人と異なる場合（入札参加者を代表者とする企業の社員である場合等）でも、委任状等の提出は不要です。
- ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

(2) 入札の中止

事業管理者は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができます。

(3) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送。

イ 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出

(4) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 2の資格条件を満たさない者が行った入札

イ 3(1)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 横浜市医療局病院経営本部契約規程第24条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第 17 条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、指定日を通知の上、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札者ごとに一括して単品単価契約を締結します。
- (2) 事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

12 支払方法

- (1) 支払は、月ごとの納入実績に応じた請求に基づき行います。
- (2) 支払金額は、納入品目ごとの契約単価に納入数量を乗じた金額を積算し、この合計金額に消費税額等として100分の10を乗じることによって算出した金額とします。

13 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札の回数は1回とします。

14 契約の条件

この契約は、令和 8 年度横浜市各会計予算が令和 8 年 3 月 31 日までに横浜市議会において可決された上、同年 4 月 1 日以降に契約書を交換することによって確定します。

(問い合わせ先)

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係

電話 045(753)2615

担当 後藤、深町